

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第57号

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止委員会規程(2019年4月1日規程第11号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント__防止委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項_____</p> <p>_____の規定に基づき、ハラスメント__の防止__について調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント__防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 総務・施設担当理事 (2) 教学・学生支援担当理事 (3) 理事長が指名する教員 (4) 役員及び職員以外でハラスメント__の防止に関し高い識見を有する者のうちから、理事長が任命するもの (委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が指名する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 第2条第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項に規定する委員は、再任されることができる。</p> <p>(招集及び議事)</p>	<p>等</p> <p>及び公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント等の防止等に関する規程(2019年規程第62号)第7条</p> <p>等 等 関する</p> <p>事項を審議</p> <p>等</p>

(改正前)	(改正後)
する。 _____ _____ _____	<u>附 則</u> <u>この規程は、2025年4月1日から施行す</u> <u>る。</u>